

新日本設備株式会社特定(介護予防)福祉用具販売事業所 運営規程

(事業の目的)

第 1 条

新日本設備株式会社が開設する新日本設備株式会社 京葉ガスホームケアショップ市川(以下「事業所」という。)が行う特定(介護予防)福祉用具販売事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者(以下「専門相談員」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な特定(介護予防)福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条

事業の実施に当たっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の専門相談員は、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定(介護予防)福祉用具の選定の援助、取付、調整を行い、特定(介護予防)福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名 称 新日本設備株式会社 京葉ガスホームケアショップ市川
- ② 所在地 千葉県市川市堀之内 3 丁目 18 番 20 号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 専門相談員 2 名(常勤)
専門相談員は、特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成・変更を行い、特定(介護予防)福祉用具の提供に当たる。
- ③ 事務職員 1 名
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条

事務所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。
(但し、祝日・12/30～1/3 の休業日を除く)
- ② 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用とその他費用の額)

第 6 条

特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法は次の通りとする。

- ① 利用者の要支援又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行う。
 - ② 常に清潔かつ安全で正常な機能を有する特定(介護予防)福祉用具の販売を行う。
 - ③ 利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な(介護予防)福祉用具の選定の援助、取付、調整をし特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成・変更を行う。
2. この事業所において取り扱う特定(介護予防)福祉用具販売の種目は次の通りとする。
- ① 腰掛便座
 - ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - ③ 入浴補助用具
 - ④ 簡易浴槽
 - ⑤ 移動用リフトのつり具の部分
 - ⑥ 固定用スロープ
 - ⑦ 歩行器(歩行車を除く)
 - ⑧ 単点杖(松葉杖を除く)
 - ⑨ 多点杖
3. 特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は、別途料金表等で定める通りとし、法定代理サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合に応じた支払いを受けるものとする。
4. 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ① 通常の事業の実施地域を超えてから、1km 当たり 100 円とする。
 - ② 上記地区で有料道路の場合は実費を徴収するものとする。
5. 特定(介護予防)福祉用具の搬入に特別な措置が必要の場合に要する費用については、実費とする。
6. 前 3 項より 5 項の販売費用等の支払いを受けたときは、販売費用とその他の料金(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
7. 特定(介護予防)福祉用具販売に際し、予め利用者又はその家族等に対し、販売費用並びにその他の内容及び金額を事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名捺印を受けることとする。

8. 法定代理受領サービスに該当しない特定(介護予防)福祉用具販売に係わる販売料金の支払いを受けた場合は、特定(介護予防)福祉用具販売の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、千葉県全域の通りとする。

(衛生管理)

第8条 事業所の管理者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2. 常に清潔な特定(介護予防)福祉用具を販売するため、衛生状態等に関して点検を行うものとする。
3. 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所の管理者及び従業員は、高齢者虐待防止法に基づき、利用者等の人権擁護と高齢者虐待の発見と防止に努め、訪問した利用者宅にて高齢者虐待を発見した場合は、市町村等関係各所に速やかに通報するものとする。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した特定(介護予防)福祉用具販売に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族等に説明し、記録に残すものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 当事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生の場合には、必要な損害賠償を行う。
3. 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者の個人情報について新日本設備株式会社が定める「プライバシーポリシー」及び「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

(その他運営に関する事項)

第13条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り、設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6か月以内
- ② 継続研修 年1回

2. 掲示及び目録の備え付け
 - ① 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
 - ② サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う特定(介護予防)福祉用具の品目・品名・販売費用等を記載した目録を備え付ける。
3. 正当な理由なく特定(介護予防)福祉用具販売サービスの提供を拒まない。
4. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の特定(介護予防)福祉用具貸与事業者を紹介する等の措置を講じる。
5. 要介護認定等の認定を受けていない利用者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、必要に応じて申請申込も視野に入れて援助を行う。
6. 利用申込者が法定代理受領者サービスの提供を受けるための援助を行う。
7. 居宅サービス計画が作成されている場合には、(介護予防)福祉用具貸与計画の作成変更等を行い、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
8. 利用者の要介護認定につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して(介護予防)福祉用具貸与サービスを提供する。
9. 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族等から求められたときは、これを提示するものとする。
10. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は新日本設備株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。